

学校の防犯対策は有効か

—監視強化施策と学校現場の対応を例として—

Are Security Measures by Schools Effective? :
Seen from the Surveillance Reinforcement Policies and Reactions of Schools

田川 隆博
Takahiro TAGAWA

本研究は、学校の防犯対策の有効性について論じることが目的である。愛知県内の6つの小中学校で校長や教頭、教務主任といった学校安全責任担当者にインタビュー調査を行った。そして、現場教師の語りに基づいて、数多くある防犯対策の中で監視を取り上げ、文科省の監視強化施策と現場の反応や抵抗を描き出した。監視の有効性については、緊張感、実効性、継続性の点で問題を抱えていることを明らかにした。しかし、監視カメラはまったく役に立っていないわけではなく、安全対策を行っていることを外部にアピールするものとして役立っていることが示唆された。

This study aims to discuss the effectiveness of security systems at school. It is based on the interviews with principals, vice principals and curriculum coordinators who are responsible for school safety at six schools. Focusing on “surveillance” at school, this study deals with the surveillance reinforcement policies set by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology and some reactions of schools from the interviews. In regard to the effectiveness of surveillance, some problems in its efficacy and continuity are revealed. However, a surveillance camera is not necessarily useless. The study suggests that it is useful for schools to show their security measures in operation.

キーワード：監視, 学校安全, 防犯対策
surveillance, school safety, crime prevention

1 問題の所在

子どもの安全への意識が高まっている。その大きな契機となったのは、2001年6月8日に起きた大阪教育大学附属池田小学校での事件である。附属池田小事件では、8人の児童が殺害され、児童・教職員に多数の負傷者を出した。この事件は、学校にとってまさに想定外の事件であったと言える。不審者が学校に侵入し、無差別殺人を起こすといったことが、日本の学校教育

史上、例を見ない事件だったからである。この事件によって、学校安全に対する取り組みは、多様なものが用意され、強化されることになる。本研究は、そうした安全への取り組みのうち特に監視を取り上げ、その有効性を具体的に論じていくことを目的とする。

その際に注目するのは、安全対策についての政策的な意味付与と教育現場や教師による意味付与の相違である。文部科学省（以下、文科省と表記）は安全対策

についていかなる意味を与え、現場はそれをどのように解釈し、実践へと結びつけているのかについて検討していく。監視に焦点を当てるのは、防犯訓練や地域パトロールなどと並び、監視が2000年代以降もっとも強化された対策のひとつだからである。

1-1 文科省における安全言説の変化

—「子どものため」から「みんなのため」へ

防犯対策活動は何のために行うのか。文科省によれば、第一義的には「子どもの安全・安心のため」である。例えば、次のような記述に、「子どもの安全・安心のため」の防犯活動の必要性を見て取ることができる。

「児童生徒等が安全に安心して学校で過ごせるようにするためには、学校のみならず保護者や地域の関係団体等が連携しつつ安全管理を徹底することが重要である」¹⁾

「……学校に求められる役割は増大しているが、その前提には、子どもたちにとって安全・安心な環境が確保されている必要がある」²⁾

そして、「子どもの安全・安心のため」言説は、大阪の寝屋川市立中央小学校事件以降、意味を広げられる。中島（2006）によれば、寝屋川事件が起こるまで教職員の身を守るための防犯について触れられることはなかったが、寝屋川事件で教師が犠牲になって以降、教職員の安全を守るという論点が急浮上することになる³⁾。すなわち「学校に関わるみんなの安全・安心のため」の安全対策が急務とされ、安全対策の論理はより強化されることとなる。

1-2 有効性を問う視点

防犯対策の有効性は、次の視点から検討できるだろう。第一に、問題改善の視点である。すなわち過去に比べて現在の犯罪被害が減少すれば、その活動は有効だとみなすことができよう。しかし、内田（2006）も指摘するように、そもそも交通事故や体育時間中の事故死などに比べると、子どもの犯罪被害による死はきわめて少ない⁴⁾。個別の学校単位で言えば死に至る被害はほとんどない。比較的軽微な被害であれば、問題の認知や通報・連絡の仕方によって数がかかなり異なる。したがって、問題改善の視点で防犯対策の有効性を議論するのは難しい。

第二の視点は、予防の視点である。そもそも子どもが犯罪被害にあう確率がそれほど高くない以上、ほとんどの学校の防犯対策は被害予防として行われている。すなわち、犯罪被害が「0→1」や「少→多」とならないような予防がしっかりと行われていれば、有

効な活動ということになる。予防としての防犯対策は想定通りに機能しているか、必要とされる要件を満たしているか。本研究ではこの予防としての防犯対策に焦点を当て、有効性について検討を加えていく。

さて、被害予防を達成するための努力にはどのような要件が必要とされるのだろうか。文科省の通達や報告書などから、次の3つを抽出することができる。

① 「緊張感」

安全対策には、緊張感をもって望むことが強調される。そして、社会で生じる事件は、対岸の火車などではなく、自らの身の回りにも生じる危険性があるということが指摘される。

「関係者には、『私たちの学校や地域では事件は起こるまい』などと楽観せず、『事件はいつ、どこでも起こりうるのだ』という危機感をもっていただきたい。その上で、様々な対策を意図的に講じていかなければ学校の安全は確保できないという認識の下、緊張感を持って子どもの安全確保に取り組んでいただきたい」⁵⁾

② 「実効性」

安全対策を行っても、役に立たなければ意味がない。そこで、対策の効果や実効性についての配慮が求められる。

「関係者が危機対応の意識を常に維持していくことや、各設置者が実施する防犯対策に対する国の継続的な支援等が、我が国の学校における防犯対策を効果的に推進していく上で重要である」⁶⁾

「もとより、施設・設備面における対策のみで児童生徒等の安全を守り切ることは、限界があり……、教職員の意識向上を含めた学校の管理運営面での対応や、学校と保護者や地域の関係機関・団体との協力体制の確立等のソフト面での取組みが不可欠である」⁷⁾

③ 「継続性」

たとえ、効果的で実効性のある対策が行われても、一回だけで終わったり、事件が生じたときだけに行われたら、トータルでの効果は薄くなる。したがって、継続的に取り組むことが重要とされる。

「関係者が学校安全について、それぞれの立場、責任において継続的に取組み、普段の努力を重ねることが必要とされる」⁸⁾

こうして、学校の安全確保のためには、「緊張感」、「実効性」、「継続性」の重要性が指摘される。しかしこれらの構成要件は現場でどのくらい実現されているのだ

ろうか。上記のような構成要件に基づいて、被害予防としての安全対策がどのように学校現場で実現されているのか、または実現されていないのかを監視に注目して具体的に検討することが本研究の目的である。

1-3 概念の整理

本研究では、今津他（2006）にしたがって、〈学校安全〉と表記して近年の不審者による犯罪を想定した概念として定義し、交通安全や災害安全などを含む広義の「学校安全」と区別する⁹⁾。また不審者による連れ去りや殺傷事件などを総称して不審者犯罪と呼ぶ。そして、防犯対策、安全対策とは、この不審者犯罪を想定し、その被害を防ぐために行われる一連の活動を言う。

監視カメラについては、文科省は「防犯カメラ」と表記しているが、齊藤（2004）の「目的の一部だけを抽出するより、機能の全体を表現した“監視カメラ”の方が中立的」¹⁰⁾という指摘にしたがって、本研究では監視カメラと表記する。

監視については、テクノロジーに依拠した監視を中心に、さまざまな議論があるが、本研究では人の目を中心に「見る」と定義する。監視カメラも、モニターを見ているのは学校の場合、人の目である。すなわち、監視カメラは、人の目の拡張と理解して考える。

1-4 構成

まず2節で先行研究の検討と課題の設定を行う。そして、3節で対象と方法について述べ、4節で現場教師の語りから監視についての意味付与を抽出し、監視カメラの運用実態について検討する。そして、5節で考察を行う。

2 先行研究の検討と課題の設定

2-1 〈学校安全〉の先行研究

〈学校安全〉や子どもの安全に関する社会的な研究では、安全対策の理由や動機づけ、安全対策を進めることによる帰結について主に論じられてきた。

安全対策の理由や動機づけについては、人々や社会の中に広がる漠然とした「不安」を多くの論者が指摘する。そして、こうした「不安」は凶悪犯罪の増加などの「治安悪化」という実態を必ずしも反映しておらず、社会的に構築されたものであることが指摘される¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾。このような実態を伴わない人々の治安に関する感覚を「体感治安」¹⁵⁾と表現し、体感治安の悪化が人々を安全対策へと動機づける要因になるとされる。また、この「不安」は、「親の見守り欲

求」¹⁶⁾をより高まらせたり、権力の影を背後に感じながら安心を希求する「安心のファシズム」¹⁷⁾へと人々を駆り立てる原動力となる。

一方、安全対策を進めることによる（将来訪れる可能性のある）帰結については、ゼロ・トレランスや排除の強化¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾²²⁾²³⁾、安全技術の高度化・商品化による「安全格差」²⁴⁾、公共空間の変容²⁵⁾などが主に指摘されてきた。

先行研究では、「体感治安悪化一対策強化一格差や排除など」とマクロな視点から安全対策の過程が描かれることが多かった。しかし、この過程は論理的に導き出されたもので、実証的に議論されたものはほとんどない。体感治安悪化は誰が感じているか。地域住民、保護者、教師といういわば「素人」の対策強化に問題はないのか。これらの点については、実証的に明らかにされてこなかった。すなわち、先行研究が議論してこなかったのは、〈学校安全〉の当事者ではあるが専門家ではない者が、どのように体感治安悪化を感じ取り、日々の安全対策の実践へと結び付けているか、ということである。

2-2 社会の安全強化と学校の安全強化の関連—監視を中心に

学校の安全強化が単独で起こっているものでなく、社会全体の安全強化の流れの中にあることは容易に理解できる。例えば、多くの自治体で「安全・安心のまちづくり」などの条例を制定しているし、監視カメラも街中や公共空間、道路、共同住宅や自宅などさまざまな場所に設置されるようになった。

監視については、近年、監視カメラの遍在化と並んで、脱カメラ化も進んでいる。ライアン（2002）の言う、「身体からの監視からデータの監視」²⁶⁾という移行である。学校は今のところ、監視カメラや人の目の監視が中心であるが、GPS携帯電話の普及と使用、ICタグの利用などデータの監視という状況も一部見られるようになってきている。ただし、この先直線的にデータの監視へと移行していくかどうかは今のところ判断しがたい。なぜなら、そうした脱カメラ化には多大なコストがかかり、費用対効果の点から見てもどこまで学校で実現されるかは疑問も残る。

また、近年の監視の遍在という状況は、必ずしも行政主導で進められたというわけではない。監視カメラ設置などは商業ベースにのって、人々が自ら進めてきた²⁷⁾²⁸⁾。それに対して、学校内の監視強化は行政が中心となって進めてきたところに特徴がある。

2-3 監視カメラ導入経緯と現状

学校の監視カメラは、行政主導で導入された。そのきっかけは学校内への不審者侵入や子どもが被害にあって事件発生による。監視カメラ導入が施策に初めて現れるのは、附属池田小事件の後に送られた通達の中である²⁹⁾。以後、何か事件が起こるたびに、一貫性のない対策が矢継ぎ早に出されることになる。こうした施策のあり方を、中島（2006）は「事件衝動型」施策と呼ぶが、事件が起こるたびに安全対策の強化が叫ばれるとともに、監視カメラの普及は進み、現場の意向が置き去りにされた形で、既成事実化が進むことになる¹⁾。

文科省（2006）によれば、平成17年度末現在で、防犯カメラやインターホンなどの防犯監視システムを整備している学校は、全体の52.7%（小学校50.6% 中学校51.1% 高校45.4% 幼稚園60.3%）であり、設置者別では、国立が92.8%、公立が48.8%、私立が67.8%だった²⁾。学校に導入されている防犯監視システムには、出入管理システムと侵入管理システムの二つの機能があって、それぞれが訪問者、侵入者に対応しており、その目的は、「侵入防止と抑制」「安心感の醸成」「来訪者の確認」「状況の把握」にある³⁰⁾。やむを得ず死角となる部分や、「人の目」を確保しにくい困難な場所において、防犯監視システムの活用を積極的に考慮することが重要とされる。

2-4 課題の設定

先行研究では、安全対策の問題点が当事者の視点か

ら語られることはほとんどなかった。行政主導で進められてきた監視強化を学校現場はいかに受け入れ、行政の論理をどう解釈し、実践へと結び付けているのか。「みんなの安全・安心のため」に必要な「緊張感」「実効性」「継続性」は、監視においてどのくらい実践され実現されているのだろうか。本研究はこのような点について、教師の語りに基づいて検討することを課題とする。

3 対象と方法

X, Y, Z, P, Qの各小学校とS中学校は、愛知県でも人口の多いところにある。2005年12月から2006年4月にかけて、学校安全研究会のメンバー4～6人で調査を行った。調査は、質問内容をあらかじめ送付し、それに被調査者が他の話題などもしばしば交えながら答えるという半構造化面接の形でおこなった。時間は各面接とも1時間半から2時間程度。面接後、学校見学を行い、安全施設や設備について見学した。メンバー各自でフィールドノートを取り、後にメンバー間でそれぞれのフィールドノートを検討し、共通の調査記録とした。

フィールドノートからの引用については、被調査者の発話そのものではないが、発話に近い形で記録しており、それを引用して用いる。文意の通りにくいところでは、文脈に応じてかっこ書きで補足してあるが、発言の内容を曲げてしまわないよう、できる限り小幅の補足にとどめた。

表1 調査対象校とプロフィールおよび手続き

	X小	Y小	Z小	P小	Q小	S中
設置者	A市立	A市立	A市立	私立	国立	国立
所在地	愛知県A市西部	愛知県A市中中部	愛知県A市北東部	愛知県	愛知県	愛知県
被調査者	校長	校長・教頭・教務主任	校長・教頭	校長	副校長	副校長・教頭
調査時期	2006.1.5	2006.2.28	2006.3.2	2006.3.14	2006.4.26	2005.12.14

表2 監視カメラの設置時期

	X小	Y小	Z小	P小	Q小	S中
設置時期	池田小事件以降	回答なし	2003年カメラとセンサー設置	カメラなし、2001年2月センサー付フラッシュライト	2006年3月カメラとセンサー	池田小事件以降
台数	3台	4台	4台	明らかにせず	3台	4台

4 結果

4-1 監視カメラ設置時期

監視カメラの設置時期については、表2に示す通りである。Y小学校は回答がなかった。P小学校にはカメラはないが、侵入経路となりやすいところにセンサー付フラッシュライトが設置してある。他のカメラ設置校については、いずれも附属池田小事件以降に設置されていた。

4-2 カメラ以外の校内監視体制

しかし、学校内を隈なく映し出せるカメラを設置している学校はなかった。カメラ設置校でも3、4台のカメラが正門や死角となりやすい場所に設置されていたのみで、学校の敷地内からカメラによって完全に死角をなくすことはできていない。したがって、カメラ以外での校内監視体制がどのように構築されているかが実効性のある対応・対策としては重要になってくる。

何らかの理由や用件を持って訪れる者は「訪問者」として定義できよう。訪問者は、開かれた学校との関連からも受け入れる体制（しかも好意的に）を多くの学校がとっている。しかし、この理由や用件の「正当性」の解釈は簡単ではない。明確な用件があるわけではないがふらりと学校に遊びにやってくる者、正当な理由を語りながら実は学校に危害を与えるという目的を隠し持っている者など、学校を訪れる者は多種多様に考えられる。すなわち、「訪問者」と「不審者」を厳密に区別できるわけではないということになる。

したがって学校にとっても、訪問者への対応が、もっとも苦慮するところとなる。関係者以外、完全にシャットアウトしてしまえば、学校を閉じてしまうことになるし（もっとも関係者の中からも不審者は出てくる可能性はある）、完全にフリーで通してしまうと、学校は無防備になる。

訪問者がまったく入れない学校は、調査対象校ではなかった。まず、名札や名前を書く等、厳密な管理を行っていたのは、X小学校、P小学校、Q小学校である。名前や用件というチェックを通り抜ければ、その後は比較的自由に動くことができる。四六時中、教師によって校内の行動を監視されるということはない。

一方、ふらっと行って入れるのがY小学校である。Y小学校では、名前を書いたり、名札をつけたりするようなことはしない。学校の構造も特色があり、正門もなく、いきなり玄関になっている。玄関にはセンサーがあり、訪問者が来ると、センサーが反応し、教職員

が対応してくれる。そこで用件を聞いた後は、自由に学校内を動くことができる。

またZ小学校は「学校公園」という特殊な形態をとる学校で、学校と隣接する公園が一体となっており、地域住民が自由に校内に入ることができる。

「正門は通り抜ける人がいるので閉められないから、カメラとセンサーで対応している。……。学校公園を変えるという道はとらない。できるだけのことをして保護者に安心してもらうしかない」（Z小学校 校長）

調査校では、校門ないし玄関で教職員が訪問者に用件を聞く（face-to-faceなものからインターホンまで）などの対応を行っていた。そして、その後は教師たちの監視もかなり緩やかになり、自由度の高い行動をとることができるという点でも共通していた。

4-3「本業」をめぐる意味付与

さて、監視カメラの運用自体はどのように行われているのだろうか。

附属池田小事件以降、監視カメラが既成事実化されていく中で、その運用について次のような発言が見られた。

「センサーがあれば、（音が鳴るので）モニターに目が行くが、センサーがない出入口については、モニターを目立つところに置いているとはいえ、常に見ているわけではない。（モニターを）チェックすると言っても、教頭が常に見ているわけではない。」（Z小学校 校長）

「（モニターは誰がするのか、という質問者の問いに対して）うちは事務が気をつけてる。総務部長が一人いてその人が見るしかないが、（他にも仕事があり）モニターばかり見ているわけにはいかない。」（Q小学校 校長）

こうした発言は、教職員だけで監視し続けることには限界があるという認識を示すものである。教職員には多種多様な仕事があり、モニターばかり見ているわけにはいかないというものでもある。なぜ、「常に見ているわけではない」状況になったり、「モニターばかり見ているわけにはいかない」のだろうか。それは、教師の「本業」をめぐる解釈にその理由を見て取ることができる。

「あの事件（附属池田小事件）を想定していたらノイローゼになってしまう。甘いと言われるかもしれないが、本業ができなくなっちゃう。最高ではないが、できることをやってる」（P小学校

校長)

「そもそも安全の問題は教育の問題ではないのでやりたくない。」(X小学校 校長)

「学校安全だけが学校の仕事ではない」(Y小学校 教務主任)

これらの語りは、監視そのものというより、安全対策全般に向けられた疑問の声である。安全対策は教師の「本業」や「教育の仕事」ではないとして、学校の仕事と区別して捉えられたり、Y小学校教務主任のように、他に学校の仕事がたくさんあることをほのめかず発言もある。

このようにモニターから目を離してしまう体制があるということは、不審者を見逃してしまう可能性が出てくるということである。すなわち「実効性」のある対応・対策とは必ずしも言えないという状況が見て取れる。

4-4 不審者犯罪への意味付与

実際、不審者犯罪に対する危機意識は、教育現場でどれほど共有され、保持されているのだろうか。

調査対象校は、監視の徹底を行っていない。モニターを見ていなかったり、学校内を人の目で監視し続ける体制があるわけでもない。言いかえれば、「万一の犯罪の可能性」をもった不審者を見逃してしまうかもしれないということになる。こうした「見逃し可能性」について学校はいかに考えているのだろうか。「万一の不審者犯罪の可能性」については、あまり考えていないという学校があった。

「あの事件（附属池田小の事件）は異常な事件だと思う。そんなにあちこち起こらない。……。一般の人が来る場合でも今まで問題が起こったことがないので楽観的。一回、怖い目にあうと違うのかもしれない」(P小学校 校長)

P小学校（私立）では、ICタグの導入を検討したこともあるが、導入には問題もあり慎重になっているという。それは、P小学校長によれば、「親が神経質になりすぎてしまう」ことや「反応しないとき」もあるからという理由と、「学校があまりに管理しすぎることへの抵抗感」があるからという理由による。不審者が自分の学校に多分こないだろうという「楽観視」(P小学校長)が大きく関係しているようである。

上記の学校と発言内容が重なるものの、少しニュアンスの異なる発言もあった。

「(何が) 起きたら仕方ない。」(X小学校 校長)

「うちは校門もないし、本当の凶悪犯はどんなに

防御しても防げない。……。いくら塀を頑丈にしても守れない。」(Y小学校 教務主任)

「(犯罪や問題が生じたとき) 門が施錠されてたかどうか**必ず議論になるのが不思議**。入ってくる人には関係ない。」(Z小学校 校長)

これらは本気で学校を襲おうとする者がいれば、ハードを強化したところであり意味がないし、起きたら「防げない」とか「仕方ない」というあきらめや開き直りのような発言だと受け取ることができる。

調査対象小学校のすべてで、保護者の危機意識の高さを認めていた。しかし、その対応については教師個人や学校ごとに温度差があり、現場教師に危機意識が必ずしも共有されているわけではない。自分の身に何かが起こるといふ「緊張感」を常に保持し続けることの難しさを示していると言えよう。

4-5 警備員への意味付与

教職員にかかる負担は、警備の専門家に依頼することで減ると考えられる。例えば、P小学校では、監視カメラはないが、警備員が1名いて、校内を巡回している。警備員による監視と防犯に専従する「専門家」がいることでの安心感、あるいはそれによる負担の軽減は大きいだろう。数年前にP小学校でも、教員が朝の立ち番などをやっていたが、負担の大きさにやめてしまったという。

「機械警備と違って、人が見ている安心感がある。警備員が固定しているので、(生徒と) 仲良くなって信頼感もある。……。何か(事件などが) あったとき、朝の立ち番とかをやったことがあるが、非常に負担で、指導に支障をきたした。職員は教室で迎えることの方が重要だと思う。」(P小学校 校長)

S中学校では、2人いる警備員のうち、一人が校内巡回し、一人が監視カメラのモニターを見るという体制ができていた。それゆえ、監視に対する不満や弱点の指摘などは教師からは語られなかった。X小学校長も、調査者に対して「警備員の配備が必要」と訴えているが、現状、多くの仕事をこなさなければならない現場教師にとって、常に監視し続けること(ないしはカメラをモニターし続けること)には困難を抱えている状況が読み取れる。

何か他で事件などがあったときは、学校内の活動も強化される。しかし、そうでないときは、活動が弱められたり休止されたりする。すなわち「継続性」にも問題を指摘できよう。

4-6 監視カメラの「意外な」効果

ただ、監視カメラについては、否定的な意味付与ばかりではなかった。監視カメラが設置される中で、監視カメラの意図せざる効果として、次のようなことをあげる学校があった。

「体育館の裏で悪さをする生徒が減った」(S 中学校 副校長)

「オートロックにしてセンサーをつけたら、OBが知らない間に入って来たなどのいたずらはほとんどなくなった。校内から出て行く子どもを把握できるようにもなった。」(X 小学校 校長)

S 中学校については、カメラが体育館の裏についていることで、生徒たちは、自分たちが見られているのではないかと思い、「悪さ」をしなくなったということである。S 中学校ではモニターを警備員2名いるうちのどちらかが見ていて、基本的に教師は見えない。それにもかかわらず、生徒間の問題を意図せず軽減できたというわけである。X 小学校でも、本来子どもを見るためにカメラをつけたわけではないが、学校から勝手に出て行く子どもを把握できるようになったと言っている。すなわち「監視カメラ」が、「意外な」効果を示しているのである。

5 考察

5-1 学校の監視カメラは有効か

以上、見てきたように、校内の監視はその運用・実践にいくつかの問題を抱えていた。まず、監視モニターから目を離す時間があるという問題である。多忙な教職員にとって、モニターし続ける負担は少なくないし、「本業」ではないなどの意味付与も見られた。そして、死角の問題である。もともと3～4台でのカメラでは、設置場所にも限界がある。カメラ以外の校内監視体制も、教職員が来訪者を四六時中監視するわけではなく、来訪者の自由度がある程度認められている。

監視カメラの設置目的は、先にもあげたように「侵入防止と抑制」「安心感の醸成」「来訪者の確認」「状況の把握」である。「侵入防止と抑制」については、教師たちから負担感を訴えるような意味付与は見られなかった。それは、この目的については、モニターしていた方がよいが、モニターしていなくてもある程度達成される目的だからだと考えられる。実際には監視していなくても、「監視カメラがあること」や「見ていること」を外部にアピールすれば、「侵入防止と抑制」について一定の効果はあるだろう。そして教師の負担

は少なくてすむ。

「安心感の醸成」については、否定的な意味付与が見られなかったが、それは先の「侵入防止と抑制」と同じくモニターしていなくても達成される目的だからという点が大きいだろう。しかし、「安心感の醸成」については、監視カメラである必要はなく、防犯訓練の徹底などでも達成できる。

「来訪者の確認」には役立っているといえる。なぜなら、監視カメラ設置校のすべてで正門（または玄関）に監視カメラやセンサーがついていたからである。ただし、「来訪者の確認」を行いたくだけなら監視カメラである必要はない。モニター付インターホンで十分だし、こちらの方がコストは安い。インターホンと監視カメラが同時についている学校もある。

監視カメラが正門に設置してあるのは、先にあげた「侵入防止と抑制」という効果を狙って最も大きいかもしれない。正門という比較的どこからも見える位置にカメラがあることで、安全対策を外部にアピールすることができる。モニターしているかしていないかに関係なく、「監視している」と思わせることができる。それによって、「侵入防止と抑制」という「予防」的な効果を幾分か発揮できよう。また、学校に子どもを通わせる保護者も少しは安心できるかもしれないし、地域住民にも同様の効果を与えることができるかもしれない。すなわち「安心感の醸成」も少しは期待できる。言い換えれば、学校は安全対策を行っていることをアピールするために、正門に設置して「わざと」カメラの存在を見せているのではないだろうか。

一方、「状況の把握」という目的を達成するには、モニターし続けたり、校内を監視し続ける必要がある。したがって、モニターしていないと、一瞬の状況変化を見逃す可能性はある。また、学校の監視カメラは設置場所が少ないためもともと死角が多く、たとえモニターしていても「状況の把握」ができない場所がある。学校では、モニターから目を離さない体制はできていなかった。したがって、「状況の把握」には困難を抱えていると言える。

監視カメラは、見ていなくても達成できる目的や、カメラ以外でも達成できる目的では、教師による否定的な意味付与はあまり見られなかった。しかし、「見る」ことを必要とする「状況の把握」については、達成度はそれほど大きくない。

5-2 他の「子どものため」活動の犠牲

なぜ「見る」ことが、なかなか現場で達成されない

のか。先に抽出した被害予防に必要な3つの構成要件、すなわち「緊張感」、「実効性」、「継続性」について検討していこう。

「緊張感」の保持については、すべての学校で難しさを教師たちが訴えていた。もしかしたら将来後悔する可能性のあることから（前兆）は身の回りにあるのかもしれないが、それを気にしながら教育活動を行っていくことの困難を示していた。

そして、そのことは「実効性」のある対応・対策につながらないということになっていた。安全対策は教職員の負担が大きいことから、日常の教育活動とバランスをとり、継続的に実践していくことを難しくさせていた。しかし、「子どものため」には安全対策をやらなければいけない。そういった状況下で「子どもの安全・安心のため」の活動によって、「指導に支障をきたす」（P小学校長）という状況も見られた。

文科省は「子どもの安全・安心のため」に「緊張感」の保持、「実効性」のある対応・対策、「継続性」が大事であるとしていた。しかし、こうした意味付与のあり方は、教育現場の意向を汲んで組み立てられたものではなく、大きな事件が起こるたびに突然学校に対応を迫ったりするものであった。学校は納得済みで対応しているというよりは、やらざるを得ないという認識に立って対応していると見える。そして、それが現場教師の安全対策についての意味付与に影響を与えていたと考えられる。

問題は、文科省の政策意図が現場でうまく消化されていないということだけではない。「子どもの安全・安心のため」が「子どもの成長・発達のため」など、他の「子どものため」に行う教師の教育活動を脅かすという副作用も見られた。たとえば監視については、「他に仕事があり、常に見ているわけにはいかない」「本業に支障をきたす」などの意味付与に見られるように、他の仕事への圧迫や負担増と捉えられている発言が見られた。このような意味付与は、子どもを守り、教師自らの身を守るために安全対策が必要だとする論理によって、なし崩し的に安全対策が教師の仕事になっていくことへの「危機感」や「抵抗感」の表れと見ることができよう。

しかし、そうした副作用があるからといって、「子どもの安全・安心のため」への強力な対抗言説を作り上げることは容易ではない。「子どもの安全・安心のため」は他の「子どものため」の可能性についてあまり考慮されることのないまま、安全対策の既成事実化

を受け入れてしまうことになっている。そして、教師に日常の教育活動と安全対策の「両立」を強めているのである。

終わりに

現場の危機意識は必ずしも高くなく、そのことが子どもの被害防止や防犯対策を形骸化させてしまうことにもつながる。安全対策に熱心な学校も、担当者が異動等で変われば熱心でなくなることもあり得る。監視をすべきなのか、安全対策をすべきなのか、という原理的な問題に対する行政と学校現場の考え方の相違によって、継続性や実効性の点で、安全対策は問題を抱えている。「子どもの安全・安心のため」には、学校現場が納得できる形での持続可能な安全対策とはいかなるものなのかが、今問われているのである。

今後は、民間のボランティアや自警団など、子どもの通学路の安全を守るための人による監視の遍在という問題や、ハイテクな監視強化が進行する中でのセキュリティ産業と学校の関係や安全格差などについて考えていきたい。

注

- 1) 監視カメラ既成事実化は学校だけの動きではない。たとえば、斉藤（2004）は杉並区の監視カメラ導入経緯を調べ、監視カメラ導入にあたって、有効か有用かといった議論があらかじめ封じられ、既定路線として監視カメラが設置されることを指摘する。
- 2) さらに多くの学校が平成17年度のうちに整備した、あるいは整備を予定していると回答している（文部科学省、学校の安全管理の取組状況に関する調査、36-39（2006））。

文献

- 1) 文部科学省、学校施設の防犯対策について（2002）。
- 2) 文部科学省、学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書（2004）。
- 3) 中島葉子、文部科学省の〈学校安全〉施策—『事件衝動型』施策の課題、今津孝次郎、内田良、中島葉子、田川隆博、松山有美、山崎香織、「学校安全」への社会学的アプローチ〔I〕—リスクと政策—、日本教育社会学会第58回大会発表資料（2006）。
- 4) 内田良、学校事故の「リスク」分析—危険の確率と認知に注目して、今津孝次郎他、前掲3（2006）。

- 5) 文部科学省, 学校安全緊急アピール—子どもの安全を守るために— (2004).
- 6) 文部科学省, 前掲1 (2002).
- 7) 文部科学省, 前掲1 (2002).
- 8) 文部科学省, 前掲1 (2002).
- 9) 今津孝次郎, 内田良, 田川隆博, 松山有美, 中島葉子, 山崎香織, 「学校安全」研究の諸課題, 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要, **53-1**, 133-161 (2006).
- 10) 齊藤貴男, 安心のファシズム—支配されたがる人びと—, 岩波新書 (2004).
- 11) 河合幹雄, 安全神話崩壊のパラドックス—治安の法社会学, 岩波書店 (2004).
- 12) 酒井隆史, 「世間」の膨張によって扇動されるパニック, 論座, 2005年9月号, 234-242 (2005).
- 13) 伊藤高史, 防犯ボランティアと監視社会論—メディアと自由を巡る論点からの考察—, 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要, **55**, 99-111 (2005).
- 14) 河合幹雄, 杉田敦, 土井隆義, 犯罪不安社会の実相, 世界, **728**, 153-187 (2004).
- 15) 河合他, 前掲14 (2004).
- 16) 高木浩光, 東浩紀, 親と社会の「見守り」欲望が蔓延している, 論座, 2006年8月号, 134-141 (2006).
- 17) 齊藤, 前掲10 (2004).
- 18) 小倉利丸, 監視カメラと街頭管理のポリティックス—ターゲットにされる低所得層とエスニック・マイノリティ, 小倉利丸編, 路上に自由を一監視カメラ徹底批判—, インパクト出版会, 4-47 (2003).
- 19) 酒井, 前掲12 (2005).
- 20) 広田照幸, 「安全対策」は私たちに安心をもたらすか—子どもの登下校時の安全対策をめぐって—, 世界, **754**, 70-78 (2006).
- 21) 高木, 東, 前掲16 (2006).
- 22) 芹沢一也, 安原宏美, 増殖する「不審者情報」—個人情報保護法という呪縛—, 論座, 2006年6月号, 148-155 (2006).
- 23) 鈴木謙介, カーニヴァル化する社会, 講談社現代新書 (2005).
- 24) 石埼学, 安全格差社会を生み出す「生活安全条例」, 都市問題, **96-10**, 64-70 (2005).
- 25) 安部潔, 公共空間の快適—規律から管理へ—, 安部潔, 成実弘至編, 空間管理社会—監視と自由のパラドックス—, 新曜社, 18-56 (2006).
- 26) Lyon, David, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Open University Press (2001) = 河村一郎訳, 監視社会, 青土社 (2002).
- 27) 齊藤, 前掲10 (2004).
- 28) 安部, 前掲25 (2006).
- 29) 文部科学省, 幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について (2001).
- 30) 文部科学省, 前掲2 (2004).

